

(4)港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) (参考)

平成 12 年 11 月 1 日の法律改正に伴い届出料金に移行

I. 適用範囲

この港湾荷役料金 (総トン数 1,000 トン未満の小型船荷役料金) は、

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役
- (2) 総トン数 500 トン未満の小型船の本船内←→上屋・野積場内又は、戸前迄の荷役に適用します。

ただし、(1)及び(2)に該当する小型船荷役で船内荷役のみ又は、沿岸荷役のみの場合は、当港において適用される港湾荷役料金 (船内荷役料金) 又は、港湾荷役料金 (沿岸荷役料金) を適用します。

II. 料金の種類及び適用方

1. 基本料金

- (1) 総トン数 1,000 トン未満 500 トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前
(1 トンにつき 単位円)

品 目			金 額		
			本船内←→ 上屋・野積場内	本船内←→ 上屋・野積場前	
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入	771	713	
		空	655	606	
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,882	1,745	
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		1,455	1,349	
		完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)	2,022	1,861	
包 装 品	袋 物		2,543	2,347	
	ベール物		2,487	2,293	
	カー ト ン ケ ー ス ク レ ー ト	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		2,807	2,616
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		2,022	1,861
		青 果 類		2,073	1,903
		冷凍品・冷蔵品	—	4,130	
有 姿 貨 物	タイヤ		1,933	1,807	
	巻取紙 (内地産)		1,236	1,148	
	木 材 (岸壁揚げのもの)	原 木	米 国 材	1,354	1,231
			南 洋 材	1,924	1,801
		製 材		1,488	1,360
			非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)	2,219	2,020
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,865	1,762
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,586	1,498
石 材		2,249	2,111		

撒貨物	小麦 肥料原料 鉍礦石(粉)	1,511	1,366
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石	2,066	1,903
	砂糖	2,033	1,906

(2) 総トン数 500 トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

(1 トンにつき 単位円)

品 目				金 額	
				本船内←→ 上屋・野積場内	本船内←→ 上屋・野積場前
ユニ タ イ ズ 貨 物 等	コンテナ	実 入		771	616
		空		654	523
	パレタイズ貨物 バンパック バッグコンテナ プレスリング		1,173	939	
	ノックダウン自動車 完成車 (重量 5 トン未満かつ容積 20 トン未満のもの)		906	725	
	完成車 (重量 5 トン以上又は容積 20 トン以上のもの)		1,370	1,096	
包 装 品	袋 物		1,671	1,336	
	ボール物		1,654	1,323	
	カートン ケース クレート	雑貨類・機械類 (1 個当り 5 トン未満のもの)		1,633	1,307
		機 械 類 (1 個当り 5 トン以上のもの)		1,370	1,096
		青 果 類		1,451	1,161
冷凍品・冷蔵品		—	1,789		
有 姿 貨 物	タイヤ		1,082	866	
	巻取紙 (内地産)		1,217	974	
	木 材 (岸壁揚げのもの)	原 木	米 国 材	1,047	837
			南 洋 材	1,047	837
		製 材		1,091	872
	非鉄金属類 (半製品・銑鉄・地金)		1,706	1,365	
	鋼 材	一般鋼材 (口径 12 インチ未満の鋼管含む)		1,405	1,125
		鋼 管 (口径 12 インチ以上のもの) コイル		1,195	956
石 材		1,182	945		
撒 貨 物	小麦 肥料原料 鉍礦石(粉)		1,240	992	
	鉍礦石(塊) 特殊鉍礦石		1,400	1,121	
	砂糖		1,092	874	

(3) 作業範囲

基本料金が適用される作業範囲は、次のとおりとします。

ただし、関連事業に係る行為は除きます。

①「本船内←→上屋・野積場内」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場内へ移送、拼付するまでの作業。

(積荷) 上屋・野積場内の貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

②「本船内←→上屋・野積場前」の場合

(揚荷) 本船内の貨物を岸壁上に取卸し、上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側へ移送する作業。

(積荷) 上屋・野積場前又は、貨車・トラック等の車側にある貨物を岸壁上に移送し、本船内に積込むまでの作業。

(4) 料金表に記載のない貨物等

基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表記載の貨物と、荷姿、作業構成員数等が類似している場合は、その料金を適用し、類似した貨物がない場合は、委託者協議の上、決定した料金を基本料金とします。

2. 割増料金

割増料金は、次のとおりとします。

ただし、割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

種 別	内 容	割 増 率
半 夜 荷 役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日曜日・祝祭日荷役	日曜日・祝祭日における荷役	基本料金の10割増

3. 割引料金

大口数量割引料金は、次のとおりとします。

委託者からの1荷役の引受において、同一貨物の量が1,000トン以上の場合は、当該貨物全量について当該貨物の基本料金を乗じて得た金額から5%を割引きます。

4. 分担金等

(1) 総トン数1,000トン未満500トン以上の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 8円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 7円

(2) 総トン数500トン未満の小型船内←→上屋・野積場内又は、上屋・野積場前

区 分	金 額
(1) 港湾福利分担金	各貨物(一律)1トンにつき 4円
(2) 労働安定基金	各貨物(一律)1トンにつき 3円50銭

5. 消費税及び地方消費税の加算

- (1) 料金の総額に消費税率を乗じて計算します。
ただし、免税となる取引には適用しません。
- (2) 上記により計算された金額に1円未満の端数が生じた時は1円単位に四捨五入します。

6. 料金の計算方

料金の計算方は、次によります。

計算トン数は、重量、容積いずれか大なる方とし、重量は1,000キログラム、容積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。

なお、慣例により重量に一定の係数を乗じて得た数値をもって計算トン数としている場合には、その例によります。

ただし、コンテナは実入・空とも20フィート型は1個当たり32トン、40フィート型は1個当たり48トンをもってそれぞれ計算トン数とします。

また、20フィート型未満のコンテナは、20フィート型を基準とする換算トン数をもって計算トン数とし、35フィート型及び45フィート型等は40フィート型と同じとします。

7. その他

- (1) 本料金を適用する荷役において、「上屋出しコンテナ詰又は、コンテナ出し上屋入れ作業」、「看貫作業」、「仕訳作業」、「はい替作業」及び「上屋保管」が伴う場合のこれら諸作業に係る料金は、当港において適用される港湾荷役料金（沿岸荷役料金）のそれぞれの料金を準用します。
- (2) 特殊貨物（特大品、変質・発熱・塵埃・悪臭・汚損の甚だしい貨物、海難貨物等）、雨天・雪天時荷役及び特殊荷役（海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、沿岸荷役における長距離移送等）の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上決定した金額を申し受けます。
- (3) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- (4) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は、慣習によります。